



第210期 定時株主総会招集ご通知および株主総会資料

日 時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時

場 所

大阪府中央区備後町三丁目2番6号
敷島ビル7階ホール

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

この書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

株主総会報告事項の事業報告等につきましては、あらかじめ動画配信をいたしますので、当社ウェブサイト(アドレス <https://www.shikibo.co.jp/>)をご確認ください。

目 次

■第210期定時株主総会招集ご通知	1
■第210期定時株主総会資料	
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役3名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	
事業報告	14
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告書	40

シキボウ株式会社

証券コード：3109

株 主 各 位

証券コード 3109
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日2023年6月3日)
大阪市中央区備後町三丁目2番6号

シキボウ株式会社
代表取締役
社長執行役員 尻家正博

第210期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第210期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにて「第210期 定時株主総会招集ご通知および株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載しておりますので以下のURLにアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイトにてアクセスする場合、当社名または当社の証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.shikibo.co.jp/ir/stock/soukai/>

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2023年6月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区備後町三丁目2番6号 敷島ビル7階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第210期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第210期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) 書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (3) インターネット等による方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱います。

以上

株主様へのご協力をお願い

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎当社定款第17条の規定に基づき、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主様に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

電子提供措置に関する注意事項について

- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第18条の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書および計算書類の個別注記表を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

動画配信について

- ◎株主総会報告事項の事業報告等につきましては、あらかじめ動画配信をいたします。当社ウェブサイト(アドレス <https://www.shikibo.co.jp/>)をご確認くださいよう、お願いいたします。

議決権の行使についてのご案内

以下の4つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合



株主総会日時

2023年6月29日（木曜日）

午前10時開催

（受付開始は午前9時を予定しております。）



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

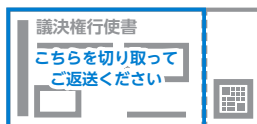


郵送によるご行使

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

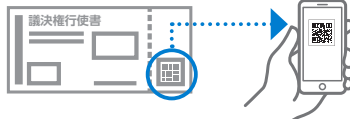


「スマート行使」によるご行使

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後6時まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



詳細につきましては次頁をご覧ください。



インターネット等によるご行使

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後6時まで

【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご送信ください。

 議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

詳細につきましては5頁をご覧ください。

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- ・書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等による方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。



- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- インターネット等による議決権行使は、2023年6月28日（水曜日）午後6時まで受付いたします。行使期限切れに備え、余裕をもってお早めに行使されるようお願いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、書面およびインターネット等の両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

1 WEBサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- サイトのご利用にあたっては、[サイン]ボタンをクリックしてください。
- お名前またはEメールは、必ずしも必須ではありません。
- 議決権行使情報は、Webブラウザから入力してください。

[次へ](#)

2 ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
- 電子メールアドレスが間違っている場合は、[パスワードを再入力してください]をクリックしてください。
- パスワードを再入力する場合は、こちらをクリックしてください。

議決権行使コード:

[ログイン](#) [閉じる](#)

3 パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、[次へ]ボタンをクリックしてください。
- パスワードを再入力する場合は、こちらをクリックしてください。
- パスワードを再入力する場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: カラウェアパスワード

[次へ](#)

4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120-652-031** [受付時間 午前9時～午後9時]

バーコード読取機能を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。操作方法についてはお手持ちの携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。



機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

第210期 定時株主総会資料

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適正な利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、利益配分に関しては、安定的な配当の継続を基本方針としております。

第210期の期末配当につきましては、当期の連結業績および今後の事業展開を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額584,907,950円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役以外の取締役3名（全員）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役以外の取締役候補者の選任については、構成員の過半数を社外取締役とする任意の諮問委員会である人事委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。

また、監査等委員会から、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況等を評価したうえで、当社の監査等委員である取締役以外の取締役候補者として適任であると判断したという意見をいただいております。

監査等委員である取締役以外の取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の会社における地位および担当
1	再任	きよ はら みき お 清原幹夫	代表取締役会長
2	再任	しり や まさ ひろ 尻家正博	代表取締役社員 社長執行役員
3	再任	か とう まもる 加藤守	取締役 常務執行役員 繊維部門長

候補者番号

1

きよ はら みき お
清原 幹夫 (1959年8月13日生)

再任



所有する当社株式の数
18,400株

略歴、当社における地位および担当

1983年4月	当社入社	2015年6月	取締役 上席執行役員
2011年6月	執行役員	2016年6月	代表取締役 社長執行役員
2012年6月	取締役	2021年6月	代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

清原幹夫氏は、長年にわたり繊維部門（国内外）、管理部門の要職を歴任した後、当社の代表取締役社長執行役員として当社および当社グループの経営を担ってまいりました。2021年6月から当社の代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な業務経験と優れた判断力・リーダーシップを活かして、取締役会の監督機能の発揮に貢献しております。これらの経験は、取締役会の監督機能と実効性のさらなる向上の実現に資するものであり、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

しり や まさ ひろ
尻家 正博 (1965年4月10日生)

再任



所有する当社株式の数
17,300株

略歴、当社における地位および担当

1988年4月	当社入社	2020年4月	執行役員 コーポレート部門経営戦略部長 兼 財務経理部長
2018年4月	総務部長	2021年4月	執行役員 コーポレート部門財務経理部長
2019年6月	執行役員 コーポレート部門経営管理部長	2021年6月	代表取締役 社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

尻家正博氏は、当社において総務部門、財務・経理部門、経営企画部門等の要職を歴任し、ガバナンス体制の強化、円滑な事業運営等に貢献してまいりました。2021年6月から当社の代表取締役社長執行役員を務めており、当社および当社グループの業務執行に対して適切な監督を行うとともに、業務執行の指揮を執っております。当社および当社グループの事業に精通し、豊富な経験および高度な知識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

か どう まもる
加藤 守

(1958年9月6日生)

再任



所有する当社株式の数
8,300株

略歴、当社における地位および担当

1982年4月	当社入社	2017年11月	上席執行役員 繊維部門長 兼 繊維部門総括部長
2010年4月	繊維部門衣料素材部長（ユニフォーム担当）		兼 グローバル事業推進室長
2015年6月	執行役員 繊維部門総括部長	2019年6月	上席執行役員 繊維部門長
		2022年6月	取締役 常務執行役員 繊維部門長（現任）

取締役候補者とした理由

加藤守氏は、長年にわたり繊維部門（国内外）の要職を歴任し、2017年からは部門長として当社の繊維部門の事業運営に貢献しております。また当社グループ会社（海外）の代表取締役社長として経営の経験も有しております。2022年6月から当社の取締役として、国際的な経営の経験および豊富な業務経験を活かして、取締役会の実効性の向上に貢献していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約を継続して更新する予定であります。各候補者が再任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役竹田広明氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

たけ だ ひろ あき
竹田 広明 (1960年7月15日生)

再任



略歴、当社における地位および担当

1984年4月	当社入社	2018年6月	取締役 上席執行役員
2008年6月	総務部長		コーポレート部門担当 経営管理部長
2015年6月	執行役員 複合材料部部长 兼 尾道事業所長	2019年4月	取締役 上席執行役員 コーポレート部門長兼経営管理部長
2016年6月	執行役員 総務部担当 経営管理部長	2019年6月	取締役 上席執行役員 コーポレート部門長
2018年4月	執行役員 コーポレート部門担当 経営管理部長	2021年6月	取締役 (常勤監査等委員) (現任)

所有する当社株式の数

19,000株

取締役候補者とした理由

竹田広明氏は、当社において総務部門、経営企画部門等を歴任し、事業全般に精通しているとともに、豊富な経験および高度な知識を有しており、ガバナンス体制の強化、円滑な事業運営等に貢献してまいりました。2018年6月には当社取締役に就任、また2021年6月から当社の監査等委員である取締役に務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社グループの監査体制の強化に貢献していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 竹田広明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹田広明氏が監査等委員である取締役就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約を継続して更新する予定であります。竹田広明氏が選任された場合には同氏は当該保険契約の被保険者となります。
- 当該保険契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。

ご参考

取締役候補者の選任に関する基準および手続き

当社は、コーポレートガバナンスの基本指針において定められた取締役の選任基準に基づき、人事委員会がその資質を持つ者について理由を明示し取締役会に推薦し、取締役会が取締役候補者を選任しております。

(選任の基準)

1. 社内取締役

取締役会は、社内取締役候補者について、強い倫理観を有し、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選定する。

2. 社外取締役

取締役会は、社外取締役の役割を十分に発揮するため、原則として次に掲げるいずれかの分野において高い知見、豊富な経験を有する者を選定する。

- (1) 企業経営
- (2) リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理
- (3) 経理財務
- (4) 開発・技術・生産等の知見

当社の取締役会が備えるべきスキル等

当社では経営の監督と業務執行の分離を図っており、取締役会は、業務執行の監督をその役割・責務としていることから、経営理念および長期ビジョン「Mermaid 2042」の実現、またその第一歩としてスタートした中期経営計画「ACTION 22-24」の進捗を監督するために取締役会が備えるべきスキル等（知識・経験・能力）を特定しております。

なお、スキル等の特定については、取締役候補者の指名に先立ち、当社の取締役会の諮問委員会である人事委員会において審議を行った上で、取締役会が決議しております。

スキル等の特定の理由および評価の基準

スキル等	特定の理由	スキル等の評価の基準
企業経営	中期経営計画達成に向けた業務執行の進捗状況を監督するため、豊富な企業経営の経験が必要である。	企業等における経営経験
国際性	中期経営計画の基本方針である「経営基盤の強化」としての「国内・海外のグローバルネットワークの連携強化による海外市場の開拓」を実現するため、海外での業務の経験および異文化や多様性への理解が必要である。	海外業務経験等
サステナビリティ (環境・社会)	中期経営計画の基本方針である「サステナビリティ経営への取組」を推進していくため、環境や社会へ配慮しつつ、当社の事業と関連付けることができる知識と経験が必要である。	環境・社会に関する業務経験等
ガバナンス	当社グループのマテリアリティ（重要課題）として「コーポレートガバナンスの強化」を掲げていることから、ガバナンスに関する一定の見識を有することが必要である。	管理部門または監査部門における業務経験等
人材開発・労務管理	中期経営計画の基本方針に「従業員・人材」に関する施策を盛り込んでいることから、人事や労務に関する業務に携わった経験や人的資本経営・開示に関する知識を有することが必要である。	人事・労務に関する業務経験等
財務・会計	中期経営計画の基本方針である「経営基盤の強化」としての「資本効率を重視した既存事業の稼ぐ力の向上と事業ポートフォリオの見直し」および「財務基盤の強化」を実現するため豊富な財務・経理に関する業務経験や知識が必要である。	財務経理に関する業務経験または財務会計に関する資格等
法務・リスクマネジメント	企業の持続的な成長と果敢なリスクテイクを可能とするため、法律やコンプライアンスを踏まえたリスクマネジメントを行うための法務やコンプライアンスに関する専門的な経験や知識が必要である。	監査部門またはコンプライアンスに関する業務経験もしくは法律に関する資格等

取締役会のスキル・マトリックス

氏 名	企業経営	国際性	サステナビリティ		ガバナンス	人材開発 労務管理	財 会	務 計	法 務 リスクマネジメント
			環 境	社 会					
清原幹夫	○	○			○				
尻家正博	○			○		○			
加藤 守	○	○	○						
竹田広明 ★			○		○	○			
野邊義郎 (社外) ★					○		○		○
宇野保範 (社外) ★					○		○		○
細田祥子 (社外) ★				○	○				○

(注) 1. 上記表は、本総会において全ての取締役候補者が選任された場合における取締役会の各取締役の有するスキル等（知識・経験・能力）の内、特に期待するものを3つまで記載しており、各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

2. ★は、監査等委員である取締役であります。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一時的に新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、行動制限の解除や入国規制の緩和が進み、経済活動は緩やかな回復基調となりました。しかし、中国のゼロコロナ政策によるサプライチェーンの混乱、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化による資源価格高騰や、物価上昇を受けた世界的な金融引き締めによる急激な為替変動により、先行き不透明な状況が続いております。

こうした事業環境のもと、当社グループは、中期経営計画「ACTION 22-24」において3つの基本方針「経営基盤の強化」、「次の革新的成長に向けた取組」、「サステナビリティ経営への取組」を掲げ、取組みを進めております。1年目となる本年度は、「経営基盤の強化」としては、新たな市場展開に向けた設備投資として、リネンサプライ事業において工場増設を進めております。加えて、資本効率を重視した既存事業の稼ぐ力の向上と事業ポートフォリオの見直しとして、当社の完全子会社であった株式会社マーメイドスポーツの株式譲渡を実施いたしました。「サステナビリティ経営への取組」につきましては、カーボンニュートラル社会実現に寄与する設備投資として、長野事業所にCO₂排出量の削減を目的とした自家消費型太陽光発電設備を設置いたしました。また、従業員エンゲージメントの向上にむけた、やりがいや働きがいのある職場・制度づくりの実現のため、当社グループの全従業員を対象にエンゲージメントサーベイを実施いたしました。

セグメント別の概況については、繊維セグメントでは、売上高は前年比増収となりましたが、原燃料価格の高騰と急激な円安の影響により利益が圧迫され、営業損失は拡大する結果となりました。産業材セグメントでは、ドライヤーカンバス事業は低調に推移いたしました。フィルタークロス事業は堅調な需要により、増収となりました。化成品事業は増収となりましたが、原燃料価格の高騰が利益を圧迫いたしました。複合材料事業の航空機用途は、順調に推移いたしました。不動産・サービスセグメントでは、リネンサプライ事業は、コロナ禍からの回復

に伴うホテルの稼働率上昇により、好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は378億93百万円（前期比6.2%増）、営業利益は12億17百万円（同10.2%減）、経常利益は11億25百万円（同8.4%増）となりました。また、特別損益として、2021年9月8日に当社の海外連結子会社である株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアにおいて発生した火災による損害に対する保険金および投資有価証券の売却益を特別利益に計上し、連結子会社であった株式会社マーメイドスポーツの株式譲渡損失を特別損失に計上いたしました。さらに、前記の内容等による当連結会計年度の税金費用の減少および繰延税金資産を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は15億68百万円（前年同期は49百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

【繊維セグメント】

繊維セグメントにおいては、急激な円安と原燃料価格の高騰による製造原価の押し上げに価格転嫁が追い付かず、非常に苦戦いたしました。

原糸販売事業は、堅調に推移しておりましたが、第3四半期以降、ベトナム等アセアン地域における市場価格が下落したことに加えて、綿糸の市況低調が継続し、非常に苦戦いたしました。

輸出衣料事業は、中東民族衣装用生地販売は好調に推移いたしました。

ユニフォーム事業は、増収となりましたが、急激な円安とエネルギー価格等の高騰が影響し、価格転嫁が追い付かず、利益を圧迫いたしました。

ニット製品事業は、増収となりましたが、原材料費の高騰、円安による輸入コスト上昇等が利益を圧迫いたしました。

生活資材事業は、リビング分野においては、中国の都市封鎖による影響に加え、店頭之余剰在庫により市況が振るわず、減収となりました。リネンサプライ分野は、価格改定が進んだ一方、主要顧客のコストアップによる購買抑制が影響し、減収となりました。

メディカル分野では、悪臭を良い香りに変える臭気対策剤「デオマジック®」の売上高は好調に推移いたしました。加えて量販店向け「フルテクト®マスク」は堅調に推移し、増収となりました。

以上の結果、繊維セグメント全体としての売上高は199億35百万円（前期比7.0%増）となり、営業損失は6億9百万円（前期は4億80百万円の営業損失）となりました。

【産業材セグメント】

産業資材部門では、ドライヤーカンバス事業は、主要顧客である国内製紙会社の洋紙生産減少により、カンバス需要は低調に推移、エネルギーおよび原材料価格の高騰等が利益を圧迫いたしました。フィルタークロス事業は、底堅い官公需の受注に加えて、国内製造業各社の設備投資の状況が改善したことにより、増収となりました。空気清浄機器分野では、工作機械メーカー向け大口機器の単発受注により、増収となりました。

機能材料部門では、化成品事業は中国向けの化学品需要が景気減速の影響を受け、減収となりました。一方、食品用途の増粘多糖類等は堅調に推移したため、化成品事業全体では増収となりましたが、エネルギーおよび原材料価格の高騰によるコスト上昇が、利益を圧迫いたしました。複合材料事業は、電力分野の複合材料部材が低調に推移いたしました。航空機用途向け部品の需要は回復基調にあり、全体では増収となりました。

以上の結果、産業材セグメント全体としての売上高は126億28百万円（前期比5.1%増）となり、営業利益は5億20百万円（同23.4%減）となりました。

【不動産・サービスセグメント】

不動産賃貸事業は、順調に推移いたしました。物流事業は入出荷量が伸びず、若干苦戦したものの、新規顧客獲得により、堅調に推移いたしました。リネンサプライ事業は、コロナ禍からの本格的な回復により、ホテルの稼働率が上昇、大幅な増収となり、利益に大きく貢献いたしました。

以上の結果、不動産・サービスセグメント全体としての売上高は59億41百万円（前期比5.6%増）となり、営業利益は20億4百万円（同9.7%増）となりました。

2. 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の主なものは次のとおりとなります。繊維セグメントでは株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアにおいて発生した火災による損害からの復旧と併せて品質向上および高付加価値化による競争力強化のため設備の更新を行いました。産業材セグメントの産業資材部門では、生産能力の向上および新規需要への対応のため設備の更新を行いました。機能材料部門では、化成品事業における生産性向上のための設備の更新を行い、複合材料事業においてはCO₂排出量の削減を目的とした自家消費型太陽光発電設備を導入しました。不動産・サービスセグメントではリネンサプライ事業における新工場建屋建築を行いました。

3. 資金調達の状況

当期は、長期借入により39億円、社債発行により5億88百万円の調達を行う一方、41億9百万円の長期借入金返済、13億50百万円の社債償還を行いました。また、運転資金の短期借入金は10億79百万円増加いたしました。

この結果、当社グループの当期末現在における有利子負債残高は、240億79百万円（前期末比41百万円増）となりました。

4. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2022年12月15日付で、当社は、株式会社バンリューゴルフとの間で株式譲渡契約を締結し、当社の保有する株式会社マーメイドスポーツの全株式を売却しております。これにより、株式会社マーメイドスポーツは、当社グループの子会社から除外されております。

5. 対処すべき課題

わが国経済の見通しについては、コロナ禍からの緩やかな持ち直しが続いている中、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行したことにより、インバウンド消費の回復や、経済活動の正常化はいっそう進むものと思われます。しかしながら、今後のウクライナ情勢の展開や原燃料価格の高騰、物価上昇に加えて、世界経済減速の影響により、不透明な状況は継続するものと思われます。

このような経営環境の中、当社グループでは、中期経営計画「ACTION 22-24」において3つの基本方針「経営基盤の強化」、「次の革新的成長に向けた取組」、「サステナビリティ経営への取組」を掲げ、取組みを進めております。

「サステナビリティ経営への取組」については、2023年1月に社長執行役員を委員長とし、各部門長を委員とする「サステナビリティ推進委員会」を設置し、同年3月には「サステナビリティ基本方針」を定め、当社グループのサステナビリティ経営の推進体制を整備いたしました。当社グループでは、気候変動が当社グループやステークホルダーにもたらす影響の大きさを認識するとともに、「気候変動対策およびその緩和」をマテリアリティ（重要課題）の一つとして特定しております。2023年3月にはTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明し、今後は要求に応じた取組みと開示を進めてまいります。

「繊維セグメント」は製造コスト高騰により、苦戦が続いておりますが、国内外の自社製造拠点や協力工場を活用した独自の「Made in shikibo」商品の開発・販売をさらに強化し、業績向上を図ってまいります。加えて「健康快服」をテーマに衛生商材のバリエーションを増やし、環境に配慮したサステナブル商材の開発を進めてまいります。また、台湾およびベトナムを中心としたグローバルネットワークの連携強化による海外販売を拡大してまいります。さらに、同業であるユニチカトレーディング株式会社との企業間連携やファッションブランドである株式会社アンリアレイジとのコラボレーションを継続して進めることにより、売上拡大を目指します。

原系販売事業は、国内外生産拠点の連携を強化することにより差別化糸の開発

と販売を押し進めつつ、海外市場に販路を拡大してまいります。また、空糸に強みのある当社子会社である新内外綿株式会社との連携をさらに深め、国内外の商圏拡大およびグループ全体の収益拡大を図ります。

輸出衣料事業は、既存の中東民族衣装用生地販売の拡大と新たに欧米およびアセアン向け販売の市場開拓を進めてまいります。

ユニフォーム事業は、生産の効率化と取引先との価格交渉継続により、利益改善に注力いたします。

ニット製品事業は、引き続きベトナム協力会社への技術移管および指導を強化しつつ、新たな協力会社の獲得も進め、販売拡大を図ります。

メディカル分野は、悪臭を良い香りに変える臭気対策剤「デオマジック®」および女性が抱える心と体の課題を解決するフェムテック素材について、既存市場への浸透と新たな市場開拓を目指してまいります。

「産業材セグメント」では、産業資材部門は、紙需要減少による国内製紙会社の生産設備停機等、厳しい環境が続くものと予想されます。しかしながら、引き続き生産性の向上に努め、加えて段ボール製造用コルゲーターベルトや緻密クロス、空気清浄装置等の新規開発商品の販売拡大に努めることで、ドライヤーカンバス事業およびフィルタークロス事業の国内トップポジションを堅持してまいります。また、今後は海外市場での浸透を図ってまいります。

機能材料部門は、中期経営計画「ACTION22-24」において、新中核事業と位置付けている化成品事業・複合材料事業について、さらなる事業の拡大に向けた取組みを進めてまいります。

化成品事業は、食品添加物の需要拡大が見込まれる中、当社連結子会社である株式会社シキボウ堺において、食品用増粘安定剤におけるブレンド（粉体の混合）製品の生産能力の増強および品質向上の実現等を目的として、新工場の建設を進めることにいたしました。操業開始は、2025年1月を予定しております。化成品事業（食品分野）が取り扱う食品添加物（増粘安定剤）については、「健康志向」や機能性・利便性などの「高付加価値」のニーズを取り込むことで、人口が減少する日本国内においては、高齢者向けの補助食品など機能性食品の需要増、食の多様化ニーズにおけるビジネスチャンスがあると見込まれます。また、海外市場においても「健康志向」は年々高まっており、さらなる市場規模の拡大が見込ま











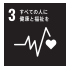



れます。加えて、当社の取り扱う食品添加物（増粘安定剤）は、サステナブルな植物由来原料を使用しており、今後ますます需要が高まるものと思われます。また、新工場の室内は、高度な品質要求レベルにも対応可能となる、国内有数の高いクリーン度を備えた設計とし、これまで対応が困難であった分野においても取組みが可能になるため、新たな市場の獲得、さらなる事業規模の拡大を実現いたします。

複合材料事業は、航空機部品用途の需要が新型コロナウイルス感染症の落ち込みから回復傾向にある中、引き続き設備の自動化や多能工化に注力することで、生産技術力・コスト競争力を高め、需要の取り込みを図ります。また、当社が有する大型設備や製造技術を生かし、省エネルギーや軽量化が求められる航空機をはじめとする輸送機器関連等の様々な分野で、市場開拓に取り組めます。

「不動産・サービスセグメント」では、引き続き、安定的収益基盤の維持拡充を目指します。不動産賃貸事業、リネンサプライ事業、物流配送事業を安定的に運営するほか、リネンサプライ事業では、大阪・関西万博を見据えた事業拡大のための設備更新と増強に取り組んでまいります。

なお、2024年3月期の連結業績見通しにつきましては、売上高390億円（前期比2.9%増）、営業利益16億円（同31.4%増）、経常利益13億円（同15.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億円（同55.4%減）を見込んでおります。

〈当社グループのマテリアリティ（重要課題）〉

マテリアリティ	重点活動項目	関連するSDGs
気候変動対策 およびその緩和	温室効果ガスの排出量削減 環境配慮型商品の開発と販売拡大	       
資源循環型社会 実現への貢献	3R (Reduce, Reuse, Recycle) 推進による廃棄物削減とリサイクルシステムの市場への浸透	   
雇用 (働きやすさ)	ダイバーシティと機会均等 労働安全衛生活動の推進 人材育成と技術の伝承 人権の尊重	   
お客様の安全 衛生への貢献	安心で安全な製品・サービスの提供	
サプライチェーン マネジメント	厳格な品質管理や明確なトレーサビリティ管理 持続的な原材料調達および供給の実現 人権の尊重	  
コーポレート ガバナンスの 強化	コンプライアンスの徹底 経営の客観性と透明性の確保 情報セキュリティ対策の強化 リスクマネジメント活動の推進 腐敗防止	  

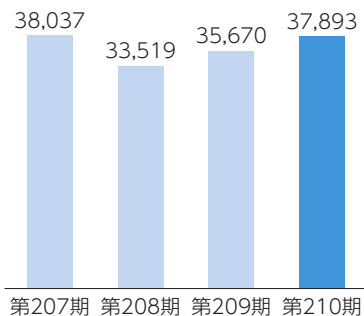
6. 財産および損益の状況の推移

	区 分	第207期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第208期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第209期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第210期 (当期) (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
営業 成績	売 上 高 (百万円)	38,037	33,519	35,670	37,893
	経 常 利 益 (百万円)	1,573	936	1,038	1,125
	親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	961	9	49	1,568
	1株当たり当期純利益 (円)	89.18	0.91	4.38	135.31
財産 の 状 況	純 資 産 (百万円)	32,549	31,855	31,808	33,357
	1株当たり純資産額 (円)	2,902.35	2,869.61	2,745.79	2,875.97
	総 資 産 (百万円)	85,128	82,679	81,596	82,043

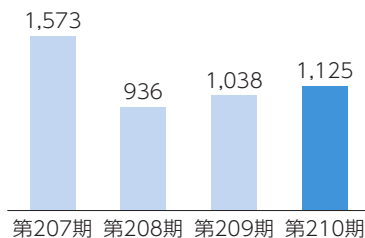
(注) 1. 株式報酬制度（役員向け株式給付信託）に関する株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2. 第209期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第209期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

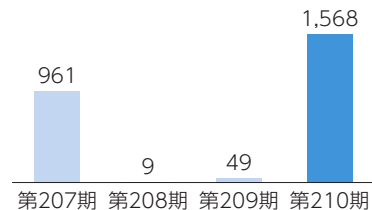
● 売上高 (百万円)



● 経常利益 (百万円)



● 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



7. 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
新内外綿株式会社	100百万円	100.00%	各種繊維製品の販売
丸ホームテキスタイル株式会社	60百万円	100.00%	各種織物、繊維資材、寝具類および寝装品の販売
株式会社シキボウ江南	100百万円	100.00%	各種繊維製品の製造
敷島カンバス株式会社	290百万円	100.00%	製紙用ドライヤーカンバスおよびフィルタークロス等の販売
株式会社シキボウ堺	100百万円	100.00%	化成品の製造
シキボウリネン株式会社	40百万円	100.00%	リネンサプライおよびホームクリーニング
株式会社マーメイドテキスタイル インドナストリーインドネシア	40,560千米ドル	98.03%	各種繊維製品の製造および販売

(2) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	主要な品目またはサービス
繊維セグメント	繊維素材、糸、生地、製品、生地加工、縫製加工
産業材セグメント (産業資材部門) (機能材料部門)	製紙用ドライヤーカンバス、フィルタークロス 工業用糊剤、食品添加物、電気絶縁材料その他の複合材料、産業用機械、陶磁器
不動産・サービスセグメント	不動産の賃貸、管理および販売、リネンサプライ、倉庫業、配送業、保険代理店業

9. 主要な営業所および工場（2023年3月31日現在）

(1) 当 社

本 社	大阪市中央区備後町三丁目2番6号
支 社	東京支社（東京都中央区）
研 究 所	中央研究所（滋賀県東近江市）
工場および事業所	富山工場（富山県富山市）、鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）、八日市工場（滋賀県東近江市）、八幡工場（滋賀県近江八幡市）、八日市事業所（滋賀県東近江市）、尾道事業所（広島県尾道市）、長野事業所（長野県上伊那郡）

(2) 子会社等

繊維セグメント (国 内)	株式会社マーメイドソーイング秋田（秋田県大仙市）、株式会社シキボウ江南（愛知県江南市）、株式会社ナイガイテキスタイル（岐阜県海津市）、新内外綿株式会社、丸ホームテキスタイル株式会社（以上、大阪市中央区）
(海 外)	株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア（インドネシア）、敷紡（香港）有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司、上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島福紡織品有限公司（以上、中国）、台湾敷紡股份有限公司（台湾）、ジェイ.ピー.ボスコ株式会社（タイ）
産業材セグメント (国 内)	東洋空気調和株式会社（東京都新宿区）、小田陶器株式会社（岐阜県瑞浪市）、敷島カンバス株式会社（大阪市中央区）、株式会社シキボウ堺（堺市西区）、株式会社大和機械製作所（広島県尾道市）
(海 外)	敷島工業織物（無錫）有限公司（中国）
不動産・サービスセグメント	株式会社シキボウ物流システム（千葉県柏市）、株式会社マーメイド広海（静岡県浜松市）、シキボウ物流センター株式会社（岐阜県海津市）、株式会社シキボウサービス（大阪市中央区）、Jリネンサービス株式会社（大阪府泉佐野市）、シキボウリネン株式会社（和歌山県西牟婁郡）

(注) 前連結会計年度末において連結子会社であった株式会社マーメイドスポーツは、2022年12月15日に株式全てを譲渡したことに伴い、連結子会社から除外されております。

10. 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
2,195名	35名減

11. 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社りそな銀行	5,898
株式会社三井住友銀行	5,316
株式会社三菱UFJ銀行	3,457

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

II. 会社の現況

1. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 35,000,000株
- (2) 発行済株式総数 11,810,829株(うち自己株式 112,670株)
- (3) 株主数 14,758名
- (4) 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	934	7.98
シキボウ従業員持株会	547	4.68
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	400	3.42
シキボウ取引先持株会	352	3.02
後藤次郎	181	1.55
株式会社鴻池組	166	1.43
東京海上日動火災保険株式会社	165	1.41
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	159	1.36
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	125	1.07
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	117	1.01

- (注) 1. 当社は、自己株式を112,670株保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は株式報酬制度 (役員向け株式給付信託) を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が当社株式106,238株を取得しております。なお、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
監査等委員である取締役以外の取締役	8,544株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4)取締役の報酬等」に記載のとおりであります。
2. 上記は、退任した当社取締役に対して交付されたものであります。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	清 原 幹 夫	
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	尻 家 正 博	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	加 藤 守	繊維部門長
取 締 役 (常勤監査等委員)	竹 田 広 明	
取 締 役 (監査等委員)	野 邊 義 郎	野邊義郎公認会計士・税理士事務所 公認会計士
取 締 役 (監査等委員)	宇 野 保 範	学校法人大阪青山学園 常務理事 大阪青山大学 副学長
取 締 役 (監査等委員)	細 田 祥 子	弁護士法人浅田法律事務所 弁護士 株式会社三宝化学研究所 社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)野邊義郎、宇野保範および細田祥子の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)細田祥子氏は、職業上使用している氏名を表記しておりますが、戸籍上の氏名は高橋祥子氏であります。
3. 取締役(監査等委員)野邊義郎氏は公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、竹田広明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役(監査等委員)野邊義郎、宇野保範および細田祥子の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続して更新する予定であります。

当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる被保険者である取締役および執行役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めております。

(i) 決定方針決定の方法

決定方針は、任意の諮問委員会である人事委員会の諮問を経て、監査等委員会の審議の後、取締役会で決定しております。

(ii) 決定方針の内容の概要

当社の役員報酬は、同業または同規模の他企業の役員報酬水準を踏まえ、業績に連動しない基本報酬と業績目標の達成度により変動する全社業績報酬、各部門の業績達成度により変動する部門業績報酬、当社グループの将来価値の向上に資するための中長期的インセンティブとしての株式報酬で構成されております。

基本報酬の額は、株式配当可能な業績を前提として、各取締役（監査等委員を除く。）および執行役員が委嘱された役位、社会水準等を勘案した額とし、赤字が生じた場合は減額することがあります。

全社業績報酬の額は、全社業績および株式配当可能額を勘案して算定されます。部門業績報酬の額は、各事業部門の業績に応じてその部門を担当する取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の基本報酬の額に係数を乗じ算定されます。

これら指標は、当社グループの将来的価値の向上に資するものであることから、業績連動報酬の額の算定の基礎として選定しております。

業績連動報酬の額の算定に用いた指標に関する実績（2022年3月期）

(単位：百万円)

セグメント	繊維	産業材	不動産・サービス	調整	全社
売上	18,626	12,022	5,625	△602	35,670
営業利益	△480	679	1,827	△670	1,356

株式報酬は、役員報酬に係る役員株式給付規程に従い、各取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の退任時期に当社株式を交付するもので、交付される株式数は、その委嘱された役位に応じて、月々株式ポイントを付与し、1ポイント1株として算定されます。

取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等における上記種類別の報酬割合は、人事委員会の答申および監査等委員会の意見に基づき、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬の割合が高くなるよう取締役会で決定しております。

(iii)当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、代表取締役社長執行役員に具体的内容（個人別の基本報酬および部門業績報酬の額）の決定を委任しております。取締役会は、その決定にあたり代表取締役社長執行役員が人事委員会における答申および監査等委員会の意見を踏まえることを条件としており、当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであるとの判断をしております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員である取締役以外の取締役（3名）の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第205期定時株主総会において月額2,400万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第208期定時株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役（3名）を対象とし、

5事業年度で拠出する金銭の上限を1億円、取得する当社株式数の上限を12万株とする役員向け株式報酬制度について決議されております。

監査等委員である取締役（4名）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第203期定時株主総会において月額500万円以内と決議されております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

委任を受けた者	代表取締役 社長執行役員 尻家 正博
委任された権限の内容	個人別の基本報酬および部門業績報酬の額の決定
権限を委任した理由	代表取締役社長執行役員は、当社グループ全体の業績を把握しており、各取締役が担当する事業に対する評価を行うのに適任であるため委任しております。
委任された権限が適切に行使されるようにするために講じた措置	①（iii）をご参照ください。

④当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
監査等委員である取締役以外の取締役	67	55	6	6	4
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	31 (13)	31 (13)	—	—	5 (4)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）野邊義郎氏は野邊義郎公認会計士・税理士事務所の公認会計士であります。

取締役（監査等委員）宇野保範氏は学校法人大阪青山学園の常務理事およ

び大阪青山大学の副学長であります。

取締役（監査等委員）細田祥子氏は弁護士法人浅田法律事務所の弁護士および株式会社三宝化学研究所の社外取締役であります。

当社と各社外役員の兼職先との間には特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当社の報酬等

当事業年度において社外役員（4名）に支払った報酬の総額は13百万円であります。

④社外役員の主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

氏名および区分	主な活動状況
山條 博通 社外取締役 (監査等委員)	<p>当該事業年度開催の取締役会のうち2022年6月29日付で取締役を退任するまでに開催の取締役会全5回すべてに出席し、議案審議に必要な発言をしております。</p> <p>同様に当該事業年度開催の監査等委員会のうち2022年6月29日付で取締役を退任するまでに開催の監査等委員会全4回すべてに出席し、監査結果に対する意見交換および監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>また、当該事業年度開催の任意の諮問委員会である人事委員会のうち2022年6月29日付で取締役を退任するまでに開催の人事委員会全1回に出席し、役員候補者の選任および役員の処遇について意見交換を行っております。</p>
野邊 義郎 社外取締役 (監査等委員)	<p>当事業年度開催の取締役会全22回すべてに出席し、議案審議に必要な発言をしております。</p> <p>同様に当事業年度開催の監査等委員会全18回すべてに出席し、監査結果に対する意見交換および監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>また、当該事業年度開催の任意の諮問委員会である人事委員会全5回すべてに出席し、役員候補者の選任および役員の処遇について意見交換を行っております。</p>
宇野 保範 社外取締役 (監査等委員)	<p>社外取締役就任後開催の取締役会全17回すべてに出席し、議案審議に必要な発言をしております。</p> <p>同様に社外取締役就任後開催の監査等委員会全14回すべてに出席し、監査結果に対する意見交換および監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>また、社外取締役就任後開催の任意の諮問委員会である人事委員会全4回すべてに出席し、役員候補者の選任および役員の処遇について意見交換を行っております。</p>
細田 祥子 社外取締役 (監査等委員)	<p>社外取締役就任後開催の取締役会全17回すべてに出席し、議案審議に必要な発言をしております。</p> <p>同様に社外取締役就任後開催の監査等委員会全14回すべてに出席し、監査結果に対する意見交換および監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>また、社外取締役就任後開催の任意の諮問委員会である人事委員会全4回すべてに出席し、役員候補者の選任および役員の処遇について意見交換を行っております。</p>

氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
山條 博通	<p>主に金融機関での経営の経験および事業会社での役員の経験に基づき、「ガバナンス」「財務・会計」の観点を中心に適切な経営判断のための助言・発言を行うことで業務執行の監督を行っております。取締役会においては、当社子会社の内部統制体制および監査体制の見直しに関して、当社の状況を踏まえた内部統制・監査体制の在り方について助言・発言を行っております。監査等委員会においては、公益通報者保護法の改正に応じた当社グループの内部通報制度の検討において意見し、また適切な監査実施や監査意見の形成のため、適宜必要な発言を行っております。人事委員会においては、理事制度の新設に関して制度内容や報酬体系について、妥当性の観点から助言・発言を行っております。</p>
野邊 義郎	<p>主に公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験および複数の事業会社における社外監査役としての経験に基づき、「財務・会計」「ガバナンス」「法務・リスクマネジメント」の観点を中心に適切な経営判断のための助言・発言を行うことで業務執行の監督を行っております。取締役会においては、事業ポートフォリオの見直しに関して、事業戦略や事業計画の妥当性・正確性について独立した立場で助言・発言を行っております。監査等委員会においては、当社グループの監査体制強化および子会社監査役との連携の重要性について意見し、また適切な監査実施や監査意見の形成のため、適宜必要な発言を行っております。人事委員会においては、理事制度の新設に関して妥当性の観点から助言・発言を行うとともに、人事委員会の在り方について適宜必要な発言を行っております。また幹部従業員昇格プログラムに参画し、将来の経営陣幹部候補者の育成にも関与しております。</p>
宇野 保範	<p>主に金融機関での内部監査部門・経営管理部門でのガバナンス体制の構築・強化の経験・見識および金融機関や学校法人での経営の経験に基づき、「ガバナンス」「財務・会計」「法務・リスクマネジメント」の観点を中心に適切な経営判断のための助言・発言を行うことで業務執行の監督を行っております。取締役会においては、子会社株式の譲渡や大口の設備投資案件等について、様々なリスクや法的な観点も踏まえて十分な検討が出来るよう、助言・発言を行っております。監査等委員会においては、管理部門の業務効率向上の必要性および当社グループにおける内部統制上の課題について意見し、また適切な監査実施や監査意見の形成のため、適宜必要な発言を行っております。人事委員会においては、役員の評価体制や経営陣幹部・取締役の育成プラン等について、助言・発言を行うとともに、幹部従業員昇格プログラムに参画し、将来の経営陣幹部候補者の育成にも関与しております。</p>
細田 祥子	<p>主に弁護士としての豊富な経験と幅広い知見および事業会社での社外取締役としての経験、さらに事業会社における社内不祥事への対応の知見に基づき、「法務・リスクマネジメント」「サステナビリティ（社会）」「ガバナンス」の観点を中心に適切な経営判断のための助言・発言を行うことで業務執行の監督を行っております。取締役会においては、人事・ダイバーシティ戦略の重要性について進言し、特に女性の中核人材の育成の必要性について助言・発言を行っております。監査等委員会においても、女性活躍推進の取組みおよび当社グループの内部統制上の課題について意見し、また適切な監査実施や監査意見の形成のため、適宜必要な発言を行っております。人事委員会においては、役員報酬のあり方や取締役会に必要なスキルについて助言・発言を行うとともに、幹部従業員昇格プログラムに参画し、将来の経営陣幹部候補者の育成にも関与しております。</p>

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人から受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社である株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアにつきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元に積極的に努めてまいりました。この方針のもと、当年度の年間配当金は、前年度から10円増配の50円とさせていただきます。なお、今後とも株主の皆様の支援に報いるため増配を常に念頭におき事業の発展に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大・効率化投資および厳しい経営環境に勝ち残るための新技術・新工法開発のために有効活用していきたいと考えております。

(注) 本事業報告中の金額、株式数は表示単位未満を切り捨てて、パーセンテージは表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	24,738	流動負債	17,109
現金及び預金	4,996	支払手形及び買掛金	3,222
受取手形及び売掛金	7,101	電子記録債務	974
電子記録債権	1,938	短期借入金	9,257
商品及び製品	5,911	1年内償還予定の社債	1,110
仕掛品	1,926	未払費用	553
原材料及び貯蔵品	1,843	未払法人税等	73
未収還付法人税等	177	賞与引当金	584
その他	861	火災損失引当金	36
貸倒引当金	△21	その他の	1,296
固定資産	57,305	固定負債	31,576
有形固定資産	53,256	社債	2,690
建物及び構築物	11,512	長期借入金	11,021
機械装置及び運搬具	2,050	リース債務	688
工具、器具及び備品	133	繰延税金負債	179
土地	38,270	再評価に係る繰延税金負債	6,216
リース資産	797	退職給付に係る負債	6,266
建設仮勘定	492	役員退職慰労引当金	54
無形固定資産	509	修繕引当金	81
投資その他の資産	3,539	長期預り敷金保証金	4,145
投資有価証券	889	その他の	233
繰延税金資産	2,195	負債合計	48,686
その他	505	純資産の部	
貸倒引当金	△51	株主資本	21,146
資産合計	82,043	資本金	11,336
		資本剰余金	896
		利益剰余金	9,155
		自己株式	△241
		その他の包括利益累計額	12,191
		その他有価証券評価差額金	180
		繰延ヘッジ損益	△15
		土地再評価差額金	13,238
		為替換算調整勘定	△1,040
		退職給付に係る調整累計額	△171
		非支配株主持分	19
		純資産合計	33,357
		負債及び純資産合計	82,043

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上	37,893
売上総利益	31,287
販売費及び一般管理費	6,605
営業外収益	5,387
受取配当金	1,217
受取替	4
受取補助金	25
雑収入	87
雑収入	26
雑収入	48
雑収入	65
営業外費用	256
新型コロナウイルス感染症による損失	215
社債発行	21
社債発行	11
社債発行	101
経常利益	349
特別利益	1,125
受取有価証券売却益	834
受取有価証券売却益	410
受取有価証券売却益	15
受取有価証券売却益	8
特別損失	1,268
子会社株式売却損	1,193
子会社株式売却損	115
子会社株式売却損	70
子会社株式売却損	43
子会社株式売却損	43
子会社株式売却損	18
子会社株式売却損	8
子会社株式売却損	9
税金等調整前当期純利益	1,502
法人税、住民税及び事業税	891
法人税等調整額	145
当期純利益	△836
△836	△691
△691	1,582
1,582	14
14	1,568
1,568	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		16,423	負 債 の 部		17,395
流 動 資 産		16,423	流 動 負 債		17,395
現金及び預金	金形	2,190	支払手形	形	196
受取手形	金形	341	買掛金	金	2,194
売掛金	金形	4,682	電子記録債権	務	787
商品及び製品	権	1,037	短期借入金	金	5,040
仕掛品	品	4,546	1年内返済予定の長期借入金	金	3,975
原材料及び貯蔵品	品	1,251	1年内償還予定の社債	務	1,110
前払費用	用	406	リース債	務	138
未収入金	金	24	未払金	金	425
関係会社短期貸付金	金	610	未払法人税等	用	195
未収還付法人税	等	1,124	前払法	人 税	8
その他の当金	他	86	預り金	金	179
貸倒引当金	金	169	CMS預り金	金	2,509
		△48	1年内返還予定の預り保証金	金	189
			賞与引当金	他	0
固 定 資 産		60,438	固 定 負 債		29,295
有 形 固 定 資 産		44,369	社債	債	2,690
建物	物	9,787	長期借入金	金	10,881
構築物	物	200	リース債	務	537
機械及び装置	置	941	再評価に係る繰延税金負債	金	5,873
車両運搬具	具	5	退職給付引当金	金	4,962
工具、器具及び備品	品	62	修繕引当金	金	74
土地	地	32,698	長期預り金の保証金	他	4,144
リース資産	産	646	その他	金	131
建設仮勘定	定	26	負 債 合 計		46,691
無 形 固 定 資 産		400	純 資 産 の 部		
ソフトウェア	ア	137	株 主 資 本		17,443
ソフトウェア仮勘定	定	262	資本	金	11,336
その他の他	他	0	資本剰余金	金	977
投 資 其 他 の 資 産		15,668	資本準備金	金	977
投資有価証券	券	432	利益剰余金	金	5,370
関係会社株	式	11,480	利益準備金	金	584
出資	金	1	その他利益剰余金	金	4,785
関係会社出資	金	1,132	繰越利益剰余金	金	4,785
長期前払費用	用	36	自己株	式	△241
繰延税金	産	2,498	評価・換算差額等	金	12,727
その他の他	他	131	その他有価証券評価差額金	金	85
貸倒引当金	金	△45	繰延ヘッジ損益	金	△15
資 産 合 計		76,862	土地再評価差額金	金	12,657
			純 資 産 合 計		30,170
			負 債 及 び 純 資 産 合 計		76,862

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	26,557
売上原価	22,443
売上総利益	4,114
販売費及び一般管理費	3,221
営業利益	892
受取利息	8
受取配当金	97
為替差益	43
雑収入	20
営業外収入	41
営業外費用	
支払利息	218
社債利息	16
出向者人件費	203
新型コロナウイルス感染症による損失	1
雑支出	86
経常利益	578
特別利益	
投資有価証券売却益	410
固定資産売却益	14
その他	41
特別損失	
子会社株式売却損	1,187
固定資産売却損	110
減損損失	57
災害損失	34
固定資産除却損	1
その他	15
税引前当期純損失(△)	1,406
法人税、住民税及び事業税	△170
法人税等調整額	△781
当期純利益	△362
	△952
	590

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

P w C あ ら た 有 限 責 任 監 査 法 人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 上 眞 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 野 和 行

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シキボウ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シキボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

P w C あ ら た 有 限 責 任 監 査 法 人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 上 眞 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 野 和 行

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シキボウ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第210期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第210期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

シキボウ株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	竹田 広明	Ⓔ
監査等委員	野邊 義郎	Ⓔ
監査等委員	宇野 保範	Ⓔ
監査等委員	高橋 祥子	Ⓔ
	(細田 祥子)	

(注) 監査等委員 野邊義郎、宇野保範及び高橋祥子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図



[会場]

大阪市中央区備後町三丁目2番6号 敷島ビル7階ホール

[交通]

地下鉄御堂筋線
地下鉄堺筋線

本町駅下車
堺筋本町駅下車

● 1、3番出入口から徒歩約3分
○ 17番出入口から徒歩約5分

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は
取り止めとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮し、植物油インキを使用しております。

第210期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

1. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
2. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
3. 連結計算書類の連結注記表
4. 計算書類の株主資本等変動計算書
5. 計算書類の個別注記表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

シキボウ株式会社

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社では、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制およびその他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの基本方針」を次のとおり定めております。

当事業年度においては、コンプライアンス体制の強化、リスク管理体制の強化、監査体制の強化を目的として、一部改定を行っております。

1. 当社および当社の子会社の取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社および当社の子会社からなる企業集団（以下、「シキボウグループ」という。）は、法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、行動規範および行動基準を定め、これを「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」として取りまとめ、シキボウグループ全体にコンプライアンスを尊重する文化、風土の醸成、浸透がされるように努める。
 - (2) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、当社の代表取締役社長執行役員を委員長とし当社の取締役・執行役員等およびシキボウグループ子会社各社の代表者を委員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、シキボウグループ全体にコンプライアンスを徹底させるための取り組みおよび取締役会へのコンプライアンス体制の構築および運用に関する提案、諮問に対する答申、報告を行う。
 - (3) シキボウグループとしての財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。
 - (4) 当社は、企業統治機能の強化を図るための組織として、監査等委員会が統括する内部監査部門を設置し、内部統制システムの一層の強化を図る。この内部統制システムは、対象範囲をシキボウグループ全体とする。
 - (5) 当社は内部通報制度を設け、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、内部通報窓口に直ちに通報するものとする社内規程をシキボウグループ各社で定める。この内部通報制度の対象範囲は、シキボウグループ全体だけでなくシキボウグループのコンプライアンス体制を維持するうえで必要と認められる関係者を含める。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社は、法令および社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存および管理を行う。
 - (2) 情報の管理については、営業秘密に関する社内規程や運用指針、個人情報保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。
 - (3) 情報の適切な管理を行うため、法令および社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。
3. 当社およびシキボウグループ子会社各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、取締役会、監査等委員会および経営会議によりシキボウグループの内外の経営環境および業務執行状況の把握に努める。
当社は、「リスクマネジメント基本規程」を定め、リスク管理の最高責任者を代表取締役

社長執行役員とし、リスクマネジメント委員会を設け、リスク管理についての基本方針の策定、リスクアセスメントの実施、優先的に対応するべきリスクの選定、リスクへの対策計画の承認および結果確認、レビューの実施等リスクに対する適切な管理を行う。

- (2) リスクマネジメント委員会が把握したリスクについては、当該リスクを所管する部署を定めるほか、その重要性、範囲等に応じ、グループとして横断的なリスクに対応するため次の専門の委員会を設ける。

コンプライアンス委員会
中央安全衛生委員会
環境委員会

- (3) 当社は事業部門をリスク管理の第1ラインとし、業務に関する管理統制を行い、管理部門各セクションを第2ラインとして、日常的なチェックにより内部統制およびリスク管理に対するサポートを行うとともに、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じる。内部監査部門は、第1、第2ラインから独立した第3ラインとして、監査等委員会の統括の下で財務情報および業務情報の信頼性、業務の経済性、ならびに業務の効率性、有効性および適法性を検証する。

- (4) 万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合は、経営トップを本部長とする対策本部を設置し、情報の収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとする。

- (5) 前(1)および(2)の損失の危険の管理の対象範囲をシキボウグループ全体とし、必要な規程、体制を構築する。

4. 当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員等および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役員制度を設け業務執行とその監督を執行役員と取締役会がそれぞれ分担する。また、当社は、監査等委員会設置会社として、代表取締役社長執行役員に重要な業務執行の全部または一部を委任し効率的な業務執行を行う。

取締役会は、定期または臨時で開催し、経営の基本方針および経営に関する重要な事項を審議し決定し、代表取締役および執行役員の職務の執行を監督する。また、社長執行役員が重要な業務の執行を決定する際には、主として執行役員をもって構成される経営会議を定期または臨時に開催し、重要な業務執行を審議する。

- (2) 経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについては社内規程を定める。さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、「取締役会規則」、「経営会議規程」および「重要事項取扱規程」に定め、法令および定款の定めに基づいた適法かつ円滑な運営を図る。

- (3) 当社は、シキボウグループ子会社各社における取締役およびその使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、原則としてシキボウグループ子会社各社において少なくとも3か月に1回以上の取締役会を開催し、経営の方針および経営に関する重要な事項を審議決定する旨の社内規程を定める。

- (4) 当社は、シキボウグループ子会社各社の、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについて社内規程を定める。

5. シキボウグループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、シキボウグループの経営理念の実現と持続的な企業価値の向上を目指し、その総合力発揮に資するため、シキボウグループ各社の管理に関する「関係会社管理規程」等必要な規程を定める。これらの規程に基づき、シキボウグループ子会社各社についての重要事項は、当社の取締役会への付議または報告を要することとする。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役または使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて適任者を選任し、その人事については、監査等委員会の意見を十分尊重するものとする。
 - (2) 前(1)の補助すべき取締役または使用人を置いた場合、それらの者は監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
7. 当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員、監査役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の監査等委員である取締役以外の取締役および執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告することとする。
 - (2) 当社の使用人ならびにシキボウグループ子会社各社の取締役、監査役および使用人は、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、当社またはシキボウグループ子会社各社の内部通報制度に従い内部通報窓口へ直ちに通報するものとし、通報を受けた内部通報窓口部署は、当社の監査等委員会に対して内部通報事案について伝達をする。監査等委員会は、内部通報事案についての調査を行い、違法行為が確認された場合、是正委員会による対応を行う。調査・対応の結果については取締役会に報告をする。
 - (3) 当社は、内部通報窓口へ通報を行った者ならびに監査等委員会または内部通報窓口へ報告を行った当社およびシキボウグループ子会社各社の役職員に対し、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行う事を禁止し、その旨を当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員、監査役および使用人に周知する。
 - (4) 当社の監査等委員は、代表取締役と定期的に会合をもつほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を閲覧し、シキボウグループの取締役・執行役員、監査役または使用人にその説明を求めることができるものとする。
 - (5) 当社の監査等委員会は、内部監査部門を統括し、シキボウグループの取締役・執行役員、監査役および使用人から報告を受けるほか、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。また、シキボウグループ子会社監査役からなる監査役連絡会を開催し、子会社監査役監査の品質向上を支援することでシキボウグループ全体の監査の実効性を確保する。
 - (6) 当社は当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2

第4項に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社は、監査等委員会制度を採用しており、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性および効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

- ①取締役会は22回開催され、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督しております。
- ②監査等委員会は18回開催され、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役の業務執行の適法性および妥当性について監査、監督しております。また、監査等委員は、毎四半期決算ごとの監査法人との情報交換のための面談に出席しております。
- ③監査等委員は、内部監査部門との間に直接のレポートラインを構築し内部監査に係る監査結果について定期的に報告を受けるほか、監査役連絡会を開催し、関係会社の監査役と情報交換を実施しております。
- ④当社では、独立性・客観性を担保するため、構成員の過半数を社外取締役とする任意の諮問委員会である「人事委員会」を設置しております。同委員会は、5回開催され、役員の人事および報酬等に関し審議し、取締役会へ答申しております。
- ⑤当事業年度中にサステナビリティ推進委員会を新たに設置いたしました。同委員会は1回開催され、サステナビリティに関する基本方針について取締役会へ答申しております。
- ⑥リスクマネジメント委員会は、監査等委員会の助言および勧告を踏まえて当社グループのリスクアセスメントを実施し、その結果および対応について取締役会に答申しております。
- ⑦コンプライアンス委員会は、2回開催され、取締役会へコンプライアンスに関する各種提言をするとともに、役員および従業員に対する講演会の企画等コンプライアンス意識醸成のための取り組みを行っております。
- ⑧中央安全衛生委員会は、2回開催され、当社グループの労働災害発生防止に対する取り組みを統括するとともに新型コロナウイルス感染症に対する対応方針を決定しております。
- ⑨環境委員会は、当社グループの温室効果ガス排出量をはじめとする気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の枠組みに沿った気候変動に関する情報の開示に向けた取り組みを行っております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,336	896	7,957	△266	19,923
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△465	-	△465
土地再評価差額金の取崩	-	-	112	-	112
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,568	-	1,568
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△44	△44
自 己 株 式 の 処 分	-	-	△17	70	52
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,197	25	1,222
当 期 末 残 高	11,336	896	9,155	△241	21,146

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算調整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合 計		
当 期 首 残 高	141	5	13,381	△1,224	△420	11,883	1	31,808
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	-	△465
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	112
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	1,568
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	△44
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	-	52
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	38	△21	△143	183	249	307	18	325
当 期 変 動 額 合 計	38	△21	△143	183	249	307	18	1,548
当 期 末 残 高	180	△15	13,238	△1,040	△171	12,191	19	33,357

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は24社であり、主要な連結子会社は、新内外綿株式会社、敷島カンバス株式会社、株式会社シキボウサービス、株式会社マーメイドスポーツ、シキボウリネン株式会社、丸ホームテキスタイル株式会社および株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアであります。

2. 連結の範囲の重要な変更

株式会社マーメイドスポーツは全株式を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社24社のうち、株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア、敷紡（香港）有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司、上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島福紡織品有限公司、台湾敷紡股份有限公司、ジェイ・ピー・ポスコ株式会社および敷島工業織物（無錫）有限公司の事業年度の末日は12月31日、また、新内外綿株式会社および株式会社ナイガイテキスタイルの事業年度の末日は3月25日であります。連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。なお、連結子会社については、主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物、賃貸用店舗については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産およびのれんを除く）
定額法を採用しております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によります。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。
 - ④ 長期前払費用
定額法を採用しております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
主として、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
主として、従業員（使用人兼務役員の使用人分を含む）に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
国内連結子会社の一部については、役員の退任により支払う退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末日要支給見込額を計上しております。
 - ④ 修繕引当金
長期賃貸契約を締結している大規模商業施設等における将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
 - ⑤ 火災損失引当金
当社の海外連結子会社である株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアにおける火災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 繊維セグメント

繊維セグメントにおいては、主に繊維製品の製造販売を行っております。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

なお、当該販売のうち、当社および連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 産業材セグメント

産業材セグメントにおいては、主に工業用品、化成品等の製造販売を行っております。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

③ 不動産・サービスセグメント

不動産・サービスセグメントにおいては、主に不動産賃貸、リネンサプライ業等を行っており、これらは国内のみの取引となっております。

不動産賃貸業においては賃貸借契約期間に基づく契約上の収受すべき月当たりの賃借料を基準として、その経過期間に対応する賃借料を計上しております。リネンサプライ業等は契約における義務を履行したときに収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

- ③ ヘッジの方針
為替レート変動によるリスクおよび有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間におけるキャッシュ・フロー累計額を比較して有効性の判定を行っております。
ただし、為替予約については、すべて将来の購入予定等に基づいており、外貨建予定取引の実行可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。
また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。
- ② 法人税および地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の会計処理
当社および国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税および地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の会計処理および開示を行っております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損損失

- (1). 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
当連結会計年度

有形固定資産	53,256 百万円
無形固定資産	509
減損損失	70

(注) 有形固定資産および無形固定資産のうち、減損対象となったセグメント残高は、繊維セグメント7,536百万円であります。

- (2). 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づきグルーピングを行っております。遊休資産については、物件単位ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候判定については、資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、収益性の低下、時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしています。

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しています。

正味売却価額は、主として不動産鑑定士による鑑定評価額を合理的に算定された価額とし、当該鑑定評価

額から、過去実績などを参考に合理的に見積もった処分費用見込額を控除して算定しております。

使用価値は、取締役会で承認された中期経営計画と整合した将来キャッシュ・フローに基づいて算定しております。

そのため、中期経営計画の前提となった仮定に変更が生じた場合又は鑑定評価の前提となった対象物件周辺の不動産市況悪化等が発生した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	1,527	2,195 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

当該課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

土地	30,635百万円
建物等	10,594
預金（質権）	335
その他（投資その他の資産）	150
計	41,715
うち工場財団	(9,359)

担保に係る債務

金融機関からの借入金	14,470百万円
預り敷金・保証金	4,047
計	18,518

なお、その他（投資その他の資産）10百万円を関税法に基づく輸入許可前引取り承認制度として担保に差入れており、対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 61,639百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 土地の再評価

当社および連結子会社である株式会社シキボウ堺において、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税基準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法」（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日

再評価を行った土地の連結会計年度の末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

12,767百万円

4. 受取手形裏書譲渡高 10百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	富山県富山市	土地および機械装置他	57百万円
事業用資産	中国上海市	建物および機械装置他	12
合計			70

当社グループは減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づきグルーピングを行っております。遊休資産については、物件単位ごとにグルーピングを行っております。

このうち、収益性の低下等により減損の兆候を認識した資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、土地が49百万円、建物および構築物が11百万円、機械装置および運搬具が8百万円、工具、器具および備品が0百万円であります。

なお、上記資産グループの回収可能価額は、主に正味売却価額により算定しており、正味売却価額の算定においては、主として不動産鑑定士による鑑定評価額を合理的に算定された価額とし、当該鑑定評価額から、過去実績などを参考に合理的に見積もった処分費用見込額を控除しております。

2. 受取保険金

当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

主に2021年9月8日に当社の海外連結子会社である株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアにおいて発生した火災による損害に対する保険金の受取額799百万円であります。

3. 子会社株式売却損

当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

連結子会社であった株式会社マーメイドスポーツの全株式を売却したことによるものです。

4. 火災損失

当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

2021年9月8日に当社の海外連結子会社である株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアにおいて発生した火災による損害について、追加的に実施することが必要になった復旧費用等43百万円あります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期 首	増加	減少	当連結会計年度 期 末
普通株式	11,810,829株	—	—	11,810,829株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期 首	増加	減少	当連結会計年度 期 末
普通株式	226,663株	50,836株	58,591株	218,908株

(注) 普通株式の自己株式には、信託が保有する自社の株式が、当連結会計年度期首に64,782株、当連結会計年度期末に106,238株含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託への追加拠出	50,000株
単元未満株式の買取請求による増加	836株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の処分	50,000株
株式給付信託からの株式の給付による減少	8,544株
単元未満株式の買増請求による減少	47株

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	465百万円	40.0円	2022年3月31日	2022年6月30日

(2) 当連結会計年度の末日以降に行う予定の剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	584百万円	50.0円	2023年3月31日	2023年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金（電子記録債権を含む）は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、余資運用および業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動等のリスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金（電子記録債務を含む）は、すべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

借入金、社債およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は、決算日後、最長で13年後であります。変動金利の資金調達もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門および財務経理部が連携し、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、契約先はいずれも信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社および一部の連結子会社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引等により確実に発生すると見込まれる外貨建て営業債権債務に対する先物為替予約を行っております。

また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

デリバティブ取引については、各社共通の「リスク管理規程」を設け、その取引内容状況、リスク状況、損益の状況等の管理およびその執行を各社の経理部門で行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、各社の担当部署が同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）参照）。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形および売掛金（電子記録債権を含む）、支払手形および買掛金（電子記録債務を含む）、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券			
その他有価証券	695	695	—
資 産 計	695	695	—
社債（1年内償還社債含む）	3,800	3,780	△20
長期借入金（1年内返済長期借入金含む）	15,123	14,834	△288
敷金および保証金	4,146	3,524	△621
負 債 計	23,069	22,139	△930
デリバティブ取引（※）	△24	△24	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（※）	194

（※）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	695	—	—	695
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△21	—	△21
金利関連	—	—	—	—
資 産 計	695	△21	—	673
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
金利関連	—	△3	—	△3
負 債 計	—	△3	—	△3

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	3,780	—	3,780
長期借入金	—	14,834	—	14,834
敷金及び保証金	—	3,524	—	3,524
負債計	—	22,139	—	22,139

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップおよび為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金および保証金

敷金および保証金の時価は、返還予定額と、合理的に見積もった返還予定期間に基づく国債の利回り等適切な利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、大阪府、兵庫県、高知県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産に関する当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額および時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度末の時価 (百万円)
賃貸等不動産	30,944	30,817

(注) 1. 取得原価から減価償却累計額を控除しております。

(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、以下によります。

主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づく外部機関による算定額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によっております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	繊維	産業材	不動産・サービス	計
日本	15,423	11,611	2,724	29,758
アジア	2,312	956	—	3,268
その他の地域	2,190	62	—	2,252
顧客との契約から生じる収益	19,925	12,629	2,724	35,278
その他の収益 (注)	—	—	2,614	2,614
外部顧客への売上高	19,926	12,629	5,339	37,893

(注) 「その他の収益」は企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 繊維セグメント

当社および連結子会社では、繊維セグメントにおいて、主として日本、アジアの顧客に対して、繊維製品の製造販売を行っております。

履行義務の充足時点について、国内の販売においては、製造出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。出荷日から納入日までの期間が通常よりも長くなるものについては、納入日に収益を認識しております。海外の販売においては、インコタームズの取引条件のFおよびCグループは船荷証券の発行日（B/L date）に収益を認識し、Dグループは目的地到着日に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、製品の販売のうち、輸入代行業務および一部の商品取引について、約束の履行に対する主たる責任、在庫リスク、価格設定の裁量権がないことから、当社および連結子会社は代理人に該当すると判断しており、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 産業材セグメント

当社および連結子会社では、産業材セグメントにおいて、主として日本、アジアの顧客に対して、工業用品、化成品等の製造販売を行っております。

履行義務の充足時点について、国内の販売においては、製造出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。出荷日から納入日までの期間が通常よりも長くなるものについては、納入日に収益を認識しております。海外の販売においては、インコタームズの取引条件のFおよびCグループは船荷証券の発行日（B/L date）に収益を認識し、Dグループは目的地到着日に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③ 不動産・サービスセグメント

当社および連結子会社では、不動産・サービスセグメントにおいて、主として日本の顧客に対して不動産賃貸、リネンサプライ業等を行っております。リネンサプライ業等については、国内のみの取引となり、契約における義務を履行したときに収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	8,819 百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	9,040
契約負債（期首残高）	39
契約負債（期末残高）	15

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 2,875円97銭

1 株当たり当期純利益 135円31銭

(注) 株式報酬制度（役員向け株式給付信託）に関する株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度は106,238株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度は101,175株であります。

なお、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は130.18円増加し、1株当たり当期純利益金額は130.93円増加しております。

(追加情報)

(株式給付信託 (B B T))

1. 取引の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の取締役等に対して、当社が定める役員報酬に係る役員株式給付規程に従って、従来の金銭報酬の一部を株式に換えて各取締役等の役位に応じて当社株式を給付する株式報酬制度です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、104百万円および106,238株であります。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	11,336	977	977	537	4,612	5,150	△266	17,197	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△465	△465	-	△465	
利 益 準 備 金 の 積 立	-	-	-	46	△46	-	-	-	
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	-	-	-	-	112	112	-	112	
当 期 純 利 益	-	-	-	-	590	590	-	590	
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	△44	△44	
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	△17	△17	70	52	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	46	173	219	25	245	
当 期 末 残 高	11,336	977	977	584	4,785	5,370	△241	17,443	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	55	6	12,769	12,831	30,029
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△465
利 益 準 備 金 の 積 立	-	-	-	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	-	-	-	-	112
当 期 純 利 益	-	-	-	-	590
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△44
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	52
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	30	△22	△112	△104	△104
当 期 変 動 額 合 計	30	△22	△112	△104	140
当 期 末 残 高	85	△15	12,657	12,727	30,170

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物、賃貸用店舗については定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員（使用人兼務役員の使用人分を含む）に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

(4) 修繕引当金

長期賃貸契約を締結している大規模商業施設における将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. 重要な収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 繊維セグメント

繊維セグメントにおいては、主に繊維製品の製造販売を行っております。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

なお、当該販売のうち、当社および連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 産業材セグメント

産業材セグメントにおいては、主に工業用品、化成品等の製造販売を行っております。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

③ 不動産・サービスセグメント

不動産・サービスセグメントにおいては、主に不動産賃貸を行っており、国内のみの取引となっております。

不動産賃貸業においては賃貸借契約期間に基づく契約上の収受すべき月当たりの賃借料を基準として、その経過期間に対応する賃借料を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ ヘッジの方針

為替レート変動によるリスクおよび有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間におけるキャッシュ・フロー累計額を比較して有効性の判定を行っております。

ただし、為替予約については、すべて将来の購入予定等に基づいており、外貨建予定取引の実行可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」(当事業年度0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑収入」に含めております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	44,369 百万円
無形固定資産	400
減損損失	57

(注)有形固定資産および無形固定資産のうち、減損対象となったセグメント残高は、繊維セグメント2,094百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づきグルーピングを行っております。遊休資産については、物件単位ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候判定については、資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、収益性の低下、時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしています。

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

なお、上記資産グループの回収可能価額は、主に正味売却価額により算定しており、正味売却価額の算定においては、主として不動産鑑定士による鑑定評価額を合理的に算定された価額とし、当該鑑定評価額から、過去実績などを参考に合理的に見積もった処分費用見込額を控除しております。

そのため、鑑定評価の前提となった対象物件周辺の不動産市況悪化等が発生した場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	1,770	2,498百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

当該課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

土地	26,382百万円
建物等	10,000
預金 (質権)	335
計	36,718
うち工場財団	(6,230)

担保に係る債務

金融機関からの借入金	14,178百万円
預り敷金・保証金	4,047
計	18,226

なお、その他 (投資その他の資産) 10百万円を関税法に基づく輸入許可前引取り承認制度として担保に差入れており、対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 38,907百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 保証債務

下記の会社の営業取引に対し債務保証を行っております。

株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア	42百万円
計	42

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

(1) 短期金銭債権	2,255百万円
(2) 短期金銭債務	3,612百万円
(3) 長期金銭債権	一百万円
(4) 長期金銭債務	24百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税基準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める「地方税法」(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

12,165百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	7,027百万円
仕入高	5,043百万円
その他	495百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	132百万円
営業外費用	222百万円

2. 減損損失

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損喪失
事業用資産	富山県富山市	土地および機械装置他	57百万円
合計			57

当社は減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づきグルーピングを行っております。遊休資産については、物件単位ごとにグルーピングを行っております。

このうち、収益性の低下等により減損の兆候を認識した資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、上記資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、正味売却価額の算定においては、主として不動産鑑定士による鑑定評価額を合理的に算定された価額とし、当該鑑定評価額から、過去実績などを参考に合理的に見積もった処分費用見込額を控除しております。

そのため、鑑定評価の前提となった対象物件周辺の不動産市況悪化等が発生した場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

3. 子会社株式売却損

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

連結子会社であった株式会社マーメイドスポーツの全株式を売却したことによるものです。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	226,663株	50,836株	58,591株	218,908株

(注) 普通株式の自己株式には、信託が保有する自社の株式が、当事業年度期首に64,782株、当事業年度期末に106,238株含まれています。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託への追加拠出	50,000株
単元未満株式の買取請求による増加	836株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の処分	50,000株
株式給付信託からの株式の給付による減少	8,544株
単元未満株式の買増請求による減少	47株

(税効果会計に関する注記)

①繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因別内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	872百万円
賞与引当金	125
退職給付引当金	1,517
有価証券評価損	1,034
その他	345
繰延税金資産小計	3,895
評価性引当額	△1,354
繰延税金資産合計	2,540

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	37百万円
繰延ヘッジ利益	—
繰延税金負債合計	37
繰延税金資産の純額	2,503

(再評価に係る繰延税金負債)

土地再評価差額金 (損)	206百万円
評価性引当額	△206
土地再評価差額金 (益)	5,873
再評価に係る繰延税金負債の純額	5,873

②法人税および地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税および地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の会計処理および開示を行っております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		役員 兼任等	事業上 の関係				
子会社	敷島カンバス株式会社	あり	当社製品の販売	当社製品の販売(※1)	5,240	売掛金	1,328
子会社	株式会社シキボウ江南	あり	当社製品の加工	担保の受入(※2)	3,035	-	-
子会社	株式会社シキボウ堺	あり	当社製品の加工	担保の受入(※2)	3,511	-	-

- (注) 1. 上記の3子会社の議決権は、いずれも当社が100%直接所有しております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 取引条件および取引条件の決定方針等

(※1) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

(※2) 担保の受入は、当社の金融機関からの借入に対して、子会社から担保が提供されているものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,602円72銭

1株当たり当期純利益 50円96銭

(注) 株式報酬制度(役員向け株式給付信託)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度は106,238株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度は101,175株であります。